

令和元年11月12日教育研究評議会議事要旨

安田講堂大会議室

午後3時00分～3時30分

出席者 五神総長（議長）

福田, 宮園, 藤井, 松木 各評議員（理事・副学長）

大澤, 山本, 齊藤, 岡部, 大久保, 浅見, 大西, 秋山, 武田, 常行, 堤, 中嶋, 渡辺, 高橋（伸）,
太田, 秋田, 小玉, 一條, 三浦, 河野, 大崎, 石川, 越塚, 山梨, 佐竹, 榎屋, 佐藤, 岸, 保谷,
白髭, 梶田, 森, 河村, 神崎 各評議員

熊野附属図書館長（大学執行役）, 瀬崎空間情報科学研究センター長

陪席 境田, 里見 各理事

相原, 有信, 佐藤, 羽田, 光石, 森山 各大学執行役

澤井, 服部 各監事

水野, 小酒井, 稲葉, 松井（正）, 鎌塚, 福本 各部長

大南, 大久保, 山本, 門馬, 猪塚, 眞鍋 各課長

平成元年9月24日教育研究評議会議事要旨（案）（資料1）は、確認の上、原案どおり了承された。

1 学内外情勢（資料2）

総長から、前回教育研究評議会以降の学内外情勢について、資料2のとおり報告があった。

2 令和元（2019）年度理事等の分担（資料3）

総長から、今年度の理事等の分担について、資料3のとおり、前回教育研究評議会以降の変更箇所の報告があった。

3 マイクロ・ナノ多機能デバイス研究ネットワークの改組（資料4）

宮園理事から、12月1日付の研究組織の改組（案）の概要について、資料4-1のとおり説明があった。

引き続き、宮園理事から、「東京大学基本組織規則第13条及び第18条に基づく室等について（平成16年4月1日総長裁定）」別表1に掲げる総長室総括委員会下の機構等「マイクロ・ナノ多機能デバイス研究ネットワーク」の東京大学基本組織規則第21条の5に基づく連携研究機構への改組について、資料4-2のとおり説明があった。

次いで、総長から本件について諮り、審議の結果原案どおり了承され、経営協議会に付議することとした。

4 東京大学基本組織規則の一部改正（資料5）

福田理事から、東京大学基本組織規則について、連携研究機構としてマイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構を設置することに伴い所要の改正を行うものである旨資料5のとおり説明があった。

次いで、総長から本件について諮り、審議の結果原案どおり了承され、経営協議会に付議することとした。

5 東京大学医学部附属病院規則の一部改正（資料6）

福田理事から、東京大学医学部附属病院規則について、中央施設部門として職員等健康相談室を設置すること及び臨床研究支援センターの組織を再編することに伴い所要の改正を行うものである旨資料6のとおり説明があった。

次いで、総長から本件について諮り、審議の結果原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

6 東京大学科学研究行動規範委員会規則の一部改正（資料7）

有信大学執行役から、東京大学科学研究行動規範委員会規則について、科学研究行動規範委員会におけるこれまでの調査の実績を踏まえ、調査手続に係る規定の整理を行うことに伴い所要の改正を行うものである旨資料7のとおり説明があった。

次いで、総長から本件について諮り、審議の結果原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

7 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（資料8）

宮園理事から、東京大学における教員の任期に関する規則について、農学生命科学研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い所要の改正を行うものである旨資料8のとおり説明があった。

次いで、総長から本件について諮り、審議の結果原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

8 東京大学のファカルティ・ディベロップメント（FD）の基本方針の一部改正（資料9）

松木理事から、東京大学のファカルティ・ディベロップメント（FD）の基本方針について、大学総合教育研究センターが学内共同教育研究施設へと改組し、その設置の目的が変更されたことに伴い所要の改正を行うものである旨資料9のとおり説明があった。

次いで、総長から本件について諮り、審議の結果原案どおり了承された。

9 連携研究機構（国際ミュオグラフィ連携研究機構）の変更（資料10）

宮園理事から、連携研究機構（国際ミュオグラフィ連携研究機構）の変更について、資料10のとおり報告があった。

10 寄附金及び寄附物品等の受入（資料11）

藤井理事から、2019年度7月分及び8月分の寄附金及び寄附物品等の受入状況について、資料11のとおり報告があった。

11 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等（資料12）

宮園理事から、寄付講座の更新1件、設置期間及び寄附金額の変更1件、寄付研究部門の設置1件、設置期間の変更1件、社会連携講座の設置1件並びに社会連携研究部門の設置1件について、資料12のとおり報告があった。

12 学生の懲戒処分

松木理事から、東京大学学生懲戒処分規程に基づき、本学学生の懲戒処分を行った旨報告があった。

以上